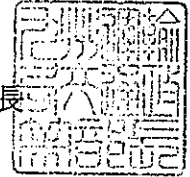


九運環物第139号
令和2年12月24日

九州地方倉庫業連合会会長 殿

九州運輸局 交通政策部長



倉庫業法施行規則等運用方針(平成14年3月28日国総貨施第25号)の改正について

貴会ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記について、国土交通省大臣官房参事官(物流産業)から別添のとおり通知がありましたので、傘下会員に対し周知方よろしくお取り計らい願います。